

第 16 号

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年9月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例（平成24年熊本県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「により」の次に「、必要に応じて」を加え、「及び」を「若しくは」に改め、「面接指導」の次に「又はその両方」を加える。

第4条第3号中「により」の次に「、必要に応じて」を加え、「を行うほか、必要に応じて」を「若しくは」に改め、「面接指導」の次に「又はその両方」を加える。

第5条第1項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

第6条第3号中「により」の次に「、必要に応じて」を加え、「を行うほか、必要に応じて」を「若しくは」に改め、「面接指導」の次に「又はその両方」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。